

- ア 研究及び指導に関する事項
 - イ 教員の人事に関する事項
 - ウ 学位論文の審査及び課程修了の可否に関する事項
 - エ 授業科目の編成及び担当に関する事項
 - オ 指導教授の選任に関する事項
 - カ 経営情報学研究科委員長選出に関する事項
 - キ 試験に関する事項
 - ク 学生の入学、休学、退学、転学、除籍、再入学、編入学及び賞罰に関する事項
 - ケ 他の大学院、研究所等における履修に関する事項
 - コ 大学院学則改正に関する事項
 - サ その他教育及び研究に関する重要事項
- (3) 研究科委員会は、経営情報学研究科委員長が招集し、その議長となる。
 - (4) 研究科委員会は、原則として毎月1回、日を定めて招集する。
 - (5) 研究科委員会は、その構成員総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を審議することができない。
 - (6) 議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。
 - (7) 研究科委員会の幹事には、庶務課長及び教務課長の2名、書記には庶務課職員1名がある。

3 教授会の構成と機能

教授会の構成と機能は、次のとおりである。

- (1) 教授会は、大学の学長及び教授をもって組織する。また、必要あるときは、教授会の議を経て、助教授、講師を加えて組織することができる。
- (2) 教授会は、次の事項を審議する。
 - ア 教育及び研究に関する基本方針の策定
 - イ 教員の人事に関する事項
 - ウ 教育課程の編成に関する事項
 - エ 学生の入学及び卒業の認定に関する事項
 - オ 学生の試験に関する事項
 - カ 学生の賞罰に関する事項
 - キ 厚生補導、学生生活等に関する事項
 - ク 外国留学及び他大学との交流に関する事項
 - ケ 学則の改正に関する事項
 - コ その他教育及び研究に関する重要事項
- (3) 教授会は、学長が招集し、学部長がその議長となる。
- (4) 教授会は、原則として毎月1回、日を定めて招集する。
- (5) 教授会は、教授会構成員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を審議することができない。
- (6) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- (7) 上記審議事項のうちア～ウ、ケについては、教授会構成員総数の3分の2以上の出席を要し、

出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(8) 教授会には、必要に応じて諸種の委員会を置くことができる。

(9) 教授会の幹事には、庶務課長及び教務課長の2名、書記には庶務課職員があたる。

4 教授会各種委員会の構成と機能

教授会の下に設置された各種の委員会は、教授会から委任された事項を審議する。

(1) 教務職員資格審査委員会

① 委員構成は、委員長(学部長)、委員(各学科長、各学科1名の教授)

② 審議事項は次のとおり。

ア 教務職員の資格審査に関する事項

(2) 教務委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各3名以内及び教務課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア カリキュラムに関する事項

イ 履修に関する事項

ウ 授業時間割に関する事項

エ 試験に関する事項

オ 成績に関する事項

カ 学事暦に関する事項

キ 留学生に関する事項

ク その他上記に関連する事項

③ 幹事は教務課。

(3) 入試検討委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各3名以内及び入試・広報課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア 入学試験の実施方針に関する事項

イ 選抜方法に関する事項

ウ 試験期日に関する事項

エ 試験科目に関する事項

オ 合否判定方法に関する事項

カ その他上記に関連する事項

③ 幹事は入試・広報課。

(4) 就職委員会

① 委員構成は、委員長(学長の指名した教授)、委員(各学科の教務職員各2名以内及び就職課長)

② 審議事項は次のとおり。

ア 就職開拓、就職斡旋及び就職指導の企画及び運営に関する事項

イ 委員長からの諮問事項

ウ その他就職に関する重要事項